

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）等 （概要）

平成 29 年 2 月 17 日
総務省自治行政局福利課

1. 概要

平成29年度における旧地方公務員共済組合法による給料年金改定率の改定等を行う。

2. 改正の内容

- ① 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び同法附則第 61 条第 1 項に規定する年金である給付（以下「改正前地共済法による職域加算額等」という。）については、平成 27 年 10 月 1 日の同法の施行後に地方公務員共済組合が支給することとされ、その年金額の水準については、被用者年金制度の一元化後の厚生年金保険制度における年金額の再評価に係る規定を適用し、毎年度 4 月に現役世代の賃金や物価の動向に応じて再評価率を改定することとされた。

今回、国民年金法施行令等の一部を改正する政令案により、平成 29 年 4 月から適用される厚生年金の再評価率の改定が行われることにより、改正前地共済法による職域加算額等の年金額の水準も改定されることとなる。

他方、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号。以下「昭和 60 年改正法」という。）附則第 98 条第 1 項に規定する給料年額改定率（※）については、被用者年金の一元化後は、「平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令」（平成 28 年政令第 132 号）により規定されていることから、同令を改正することにより平成 29 年 4 月から適用される当該給料年額改定率の改定を行う。

※ 退職年金など昭和 60 年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法による年金（既裁定年金）の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和 60 年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。

- ② 地方議会議員年金制度については、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度が廃止されたが、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずることとされたところ。

この経過措置として支給する地方議会議員の年金額についても、廃止前と同様、物価変動率を参酌して改定することとされており、平成 29 年度の議員年金の年金額を改定するもの。

- ③ 上記の改正のほか、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）等において、被用者年金制度の一元化等に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 43 条の 2 から第 43 条の 5 まで
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 145 条の 2
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 60 条第 5 項、第 10 項及び第 11 項、第 61 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 160 条
- ・ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号）附則第 21 条 等

4. スケジュール

公布予定日：平成29年3月下旬

施行日：平成29年4月1日